墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和２年９月３０日

墨田区長　　山　　本　　亨

墨田区条例第２６号

墨田区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

墨田区行政財産使用料条例（昭和５０年墨田区条例第１３号）の一部を次のように改正する。

付則第３項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付　則

１　この条例は、令和３年１月１日から施行する。

２　この条例による改正後の付則第３項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。